

通達甲（総. 情. 企1）第10号

平成17年12月21日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁電子署名に関する規程の運用について

このたび、警視庁電子署名に関する規程（平成17年12月21日訓令甲第35号）が制定され、平成17年12月26日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

記

#### 第1 制定の趣旨

警視庁において行う電子署名に関する運用管理の適正を期するため、新たに規程が制定されたものである。

#### 第2 運用上の留意事項

##### 1 第2条関係（準拠）

認証基盤基本綱領に基づく発行、更新及び失効の申請並びに事故その他の事案に係る報告及び手続は、東京都登録分局（認証基盤基本綱領に定める委任業務を遂行するために、東京都が整備する体制。以下同じ。）に対して行うものとする。

##### 2 第5条関係（管理体制）

(1) 所属長は、情報管理責任者に異動があったときは、別記様式第1号の「鍵情報等管理保管状況変更報告書」により総括責任者（情報管理課情報セキュリティ第一係経由。以下同じ。）に報告するものとする。

(2) 所属長は、鍵情報等を使用させることができる情報管理補助者を業務ごとに指定し、別記様式第2号の「鍵情報等使用者指定簿」により明らかにしておくものとする。

(3) 情報セキュリティ管理補佐官は、警察署の新設又は名称変更があったときは、東京都登録分局に通知するものとする。

##### 3 第6条関係（鍵情報等の発行）

所属長は、鍵情報等の発行を必要とするときは、別記様式第3号の「鍵情報等発行・更新

申請書」により、総括責任者に上申するものとする。

#### 4 第7条関係（鍵格納媒体等の交付）

(1) 情報セキュリティ管理補佐官は、鍵格納媒体の管理番号及び個人識別番号等を記載した書面（以下「鍵格納媒体引渡書」という。）並びに鍵格納媒体を受領したときは、速やかに上申した所属長に交付するものとする。

(2) 鍵格納媒体の交付を受けた所属長は、別記様式第4号の「鍵格納媒体受領書」を情報セキュリティ管理補佐官に通知するものとする。

#### 5 第8条関係（鍵情報等の更新）

所属長は、鍵情報等を更新しようとするときは、鍵情報等発行・更新申請書により、総括責任者に上申するものとする。

#### 6 第10条関係（鍵情報等の失効）

所属長は、鍵情報等を失効させるときは、別記様式第4号の2の「鍵情報等失効申請書」により、総括責任者に上申するものとする。

#### 7 第11条関係（鍵格納媒体等の返納）

所属長は、不要となった鍵格納媒体を返納するときは、併せて鍵格納媒体引渡書を情報セキュリティ管理補佐官に送付するものとする。

#### 8 第12条関係（鍵格納媒体等の廃棄）

情報セキュリティ管理補佐官は、鍵格納媒体等を廃棄したときは、東京都登録分局に通知するものとする。

#### 9 第13条関係（鍵格納媒体等の保管及び管理）

(1) 情報セキュリティ管理補佐官及び所属長は、鍵格納媒体を受領し、又は返納したときは、別記様式第5号の「鍵格納媒体管理台帳」に所要事項を記載しておかなければならない。

(2) 受領した鍵格納媒体引渡書については、情報セキュリティ管理補佐官はその写しを、所属長は原本を専用の簿冊につづり、鍵格納媒体とは別に施錠設備のある場所に保管しなければならない。

(3) 情報管理責任者は、鍵格納媒体を使用しないときは、施錠設備のある場所に保管し、施錠しなければならない。

(4) 所属長は、鍵格納媒体の保管状況を毎月1回以上点検し、鍵格納媒体管理台帳と照合しなければならない。

(5) 情報セキュリティ管理補佐官及び所属長は、鍵格納媒体管理台帳について、鍵格納媒体を受領したときから5年間保存するものとする。

- (6) 所属長は、鍵格納媒体の保管場所を変更するときは、鍵情報等管理保管状況変更報告書により総括責任者に報告するものとする。
- (7) 情報管理責任者は、情報管理補助者に鍵格納媒体を使用させるときは、あらかじめ決裁が完了していることを確認するとともに、別記様式第6号の「鍵格納媒体貸出簿」に所要事項を記載しておかなければならない。
- (8) 所属長は、鍵格納媒体貸出簿に最終の記載をした日から1年間保存するものとする。

#### 10 第14条関係（事故発生時等の措置）

所属長は、鍵情報等の事故について、次のいずれかに該当する場合は、前第2の6に規定する失効についての上申と併せて、別記様式第7号の「鍵情報等事故報告書」により総括責任者に報告するものとする。

- (1) 鍵格納媒体の破損により使用不能となったとき。
- (2) 個人識別番号の亡失により鍵格納媒体が使用不能となったとき。
- (3) 鍵格納媒体の盗難又は紛失を認知したとき。
- (4) 災害等により鍵格納媒体が所在不明となったとき。
- (5) 個人識別番号の漏えいを認知したとき。
- (6) 鍵情報等が不正に使用されたとき。